

第 111 号 議 案

令和 3 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令 和 3 年 9 月 10 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
(港湾整備事業勘定)			千円 360,000
1 土木費			360,000
	1 財産管理費		360,000
		港湾管理費	360,000
合 計			360,000